

民俗行事の変化とその評価について 愛知県「鳥羽の火まつり」を例に

著者	大島 暁雄
雑誌名	無形文化遺産研究報告
号	3
ページ	91-102
発行年	2009-03-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1440/00003133/



民俗行事の変化とその評価について

— 愛知県「鳥羽の火まつり」を例に —

大 島 暁 雄

はじめに — 問題の所在 —

年中行事や祭礼など各地に伝わる伝統的な民俗行事は、各地の人びとの伝統的な精神文化を示すと共に住民に当該集団への帰属意識を喚起し、円滑な日常生活を実現するなどの現実的な効果をもたらす機能を持っている。わが国では、これらを民俗文化財として位置づけ世界に先駆けていち早く保護してきているが、近年ではその現在学的な機能や観光面に関心が寄せられて、世界的に保存・活用を図る動きが目立ってきている。

無形の民俗文化財などの無形文化遺産の価値をめぐる世論は世界的に高まってきたが、それとは裏腹にそれらの伝承を取り巻く環境は厳しさを辿っている。世界的なグローバリゼーションの流れや伝統的なコミュニティの存続を困難にしている各種の動きなど、特色ある無形の民俗文化財の伝承を阻害している要因は枚挙にいとまがない。が、しかし、無形の民俗文化財の保護手法としては、民俗文化財の保護が本格的に始まった昭和 29 年の段階で採用された、いわゆる記録選択・記録作成の手法が、他に有効な手段を見いだせないまま、現在でもなお広く採用されているのである。

言うまでもなく無形の民俗文化財には保存上に関わる致命的な欠陥がみられる。それは無形の民俗文化財は形のない姿を常態とし、生きている人間の行為を通してしか確認できないこと、そこから導き出される固定性・安定性・再現性等に欠ける基本的な性質である。

しかし原因はこればかりではないはずである。そこには伝統に名を借りた地域のしたたかな意志の存在が想定されるだろう。具体的には意義の読替である。時の変化に応じた行事類の役割に期待するポイントへの読替である。もちろんこれは一様にかつ円滑に進むとは考えられない。しかし結局の所意義の読替に成功した行事類だけが伝統行事として存続を許されることとなろう。

本稿は、こうした無形の民俗文化財の読替の可能性を提言すると共に、その基礎となる行事の見学記を提示したものである。

記録作成の手法としては、文字による記録と動画による記録に大別することができるだろう。動画による記録の一般的な方法は映像化の方法であり、多くの長所を有していることが知られている。しかし、記録作成の基本は現地調査に基づく面接調査の記録にあるのであり、その間の手段等の発展にもかかわらず、この問題への検討が低調に見えるのは筆者だけではないだろう。

先にも述べたように、無形の民俗文化財を確認する作業は種々の制約を受けており、調査に際しても、必ずしも評価の視点等に統一した観点が用意されているとは言い難いものがあるし、また民俗文化財の機能は多面的であり複雑である。こうした物件の評価の妥当性を高めるためには、複数の研究者による共同調査が有効と考えられる。しかし、諸般の事情から全ての調査にこうした望ましい体制がとれるとは限らない。そこで考えられるのは、個人個人の研究者が個別調査の成果を持ち寄り、結果的に複数の研究者の目を集めた調査を実現する方法である。

この論文では、この観点からまず始めに鳥羽の火まつりについての筆者なりの現地調査の記録を報告し多くの人びとのご批判を受けたいと思う。次いで、無形の民俗文化財に関する変化の問題について現在考えていることの一部について私見を提示してご意見を賜りたいと思う。

第1章 鳥羽の火祭りをささえるもの

祭りの性格など

この行事は愛知県幡豆郡幡豆町鳥羽地区で行われる民俗行事で、年頭に当たり、鳥羽地区が西の「福地」と東の「乾地」に分かれて、1対の茅を青竹で巻いた「スズミ」という大松明を燃やし、燃え盛る大松明の胎内から、「神木」と「十二縄」を取り出して神前に供える速さを競い、その際の勝敗や大松明の燃え具合などでその年の豊凶や天候などを占う、年頭の年占行事である。行事は旧鳥羽村の村社「神明社」の境内で行われる。

祭礼の期日は、昭和45年から2月の第2日曜日に行われているが、昭和44年以前は旧暦1月7日に行われていた。

奉仕者たちが、燃える「スズミ」に飛び付いて火を煽ったり、「スズミ」を毀して「神木」を取り出す様子は、この行事の一番の見せ場となっている。

幡豆町は、明治11年、江戸時代の18か村が東幡豆、西幡豆、寺部、鳥羽の4か村に統合され、明治39年に合併して幡豆村となり、昭和4年に町制を敷いて幡豆町となる。

幡豆町は、西幡豆・鳥羽・寺部・東幡豆の4区に分かれ、それぞれ区長がいる。この「区」の下には「組」があり組長がいて（行政的には「駐在員」とのこと）、更に「組」の下に「セコ」があり班長がいる。

(区)	(組)	(セコ)
西幡豆	= 1番組~8番組	
鳥羽	= 9番組~12番組	= 下記
寺部	= 13、14番組	
東幡豆	= 桑畑、上畑、本郷、彦田、森、中柴、州崎、鹿川、山口、谷村	

① 鳥羽地区のセコ名と戸数（昭和 33 年当時）

組名	セコ名	区分	氏子戸数	氏子数
9 番組	林、川坂、西迫、東迫	乾地	50	292
10 番組	里、壺丁目、南荒井、中橋、北荒井	(東)	100	540
11 番組	足ヶ谷、平松、迎、赤岩、萱場	福地	53	300
12 番組	姫山、田尻、崎山、八貫	(西)	99	499

② 福地、乾地の分け方は、鳥羽字西迫 89 番地（9 番組）に鎮座する神明社脇の小河川を境に、東を乾地、西を福地として 2 分する。区分の由来・理由等は不明である。

③ 祭の地域区分名を、拝殿前に設けられる奉納提灯飾りで見れば

福地（西）：足ヶ谷組（4）、姫山組（4）、迎組（5）、崎山組（6）、十三新田組（5）

乾地（東）：迫組（5）、川坂・林組（5）、里組（6）、荒井組（6）

の 9 つの組となっている。（ ）内は提灯の数である。

祭り組織の概要)

1) 執行組織

① 宮係（宮役）= 氏子組織（地縁組織でもある）

行事は、各区の氏子から選ばれる宮役 9 人が中心となり執行される。宮役は 2 年交替で務め、9 番組から 1 人、10 番組から 2 人、11 番組から 1 人、12 番組から 5 人が選ばれる。

宮係の中から 1 名宮総代が選ばれる。宮総代は行事の最高責任者で、平成 14 年度は 11 番組の伊藤太郎氏が務めている。

なお、12 番組の 5 人は姫山、崎山、十三新田、町営第一住宅、町営第二住宅から各 1 名が選ばれることになっているが、このうち、十三新田は昭和 28 年 9 月 25 日にこの地方を襲った台風十三号で被害を受けた人たちが移転して出来た地域であり、町営住宅もその後に建設されたものである。

② 鳥羽の火祭り保存会 = 任意の組織

神男の経験者などを中心に、経験者で組織されている。任意の組織で平成 14 年度現在、55 名が加入している。保存会長は深谷陸氏。祭りの執行には宮係の補佐的な役割を務めるとともに、保存会長は松明の燃え具合などで一年の天候や作柄を占う。

= 用具作り、しきたりの伝授、指導、若者の参加、育成を担当とある。

③ その他

青年を中心とした勉強会の組織があるが、祭り当日は組織としての役割はない。

2) 祭の役割

① 神男（シンオトコ）

- ・ 25 歳（現在は原則）の男性がなり、乾地、福地からそれぞれ各 1 名が選ばれる。
- ・ 祭り当日に昼食に集まった奉仕者の中から次の年の神男が選ばれる。

- ・かつては籤引きで選ばれたが、現在は若者の人数が少なくなり宮総代が依頼している。
- ・以前は祭り前の7日間を神社に籠もって女人禁制で精進潔斎をしたが、現在では3日間神社に籠もり、自ら起こした火で煮炊きをし、肉断ちをし、朝昼晩に5杯ずつ冷水を被って精進する。この5杯の意味は、五体満足厄払いの意という。
- ・「スズミ」の材料集めやミソギ儀式の先頭役などを努め、「スズミ」に点火後、ユスリボウを操って「スズミ」の燃え具合を煽る役をする。
- ・古い幟で作った「ネコ」という衣装を着る。幟はどここの神社のものでも良いという。
- ・平成15年の神男は、乾地：藤井直樹（24才）、福地：山下裕平（22才）が努めた。

② ソエボウ

- ・前年の神男が努める。神男のユスリボウを操る介添えを努めるところから名が出たらしい。神男の補助役。
- ・平成15年のソエボウは、乾地：深谷欣史（24才）、福地：柴田浩光（25才）が努めた。

③ 奉仕者

- ・鳥羽集落の高卒以上の若者が、出身地ごとに乾地、福地に分かれ、「スズミ」の燃え具合を煽ったり、燃える「スズミ」の中から、「神木」や「十二縄」を取り出す役を務める。忌みの雇っていないものに限られ、希望者は60才を過ぎても参加自由である。
- ・古い幟で作った「ネコ」という衣装を着る。幟はどここの神社のものでも良いという。

④ ヒツケ

- ・「スズミ」に点火する火をおこす役で、かつては現深谷強家の祖父と父が努めていたが、高齢から最近では区長がこの役を務めてきた。
- ・平成15年の祭りから、深谷強氏が努めることとなった。

第2章 祭りの実際

材料の準備)

- ① 茅は各戸が1荷ずつ前日までに神社に納める。
- ② 茅を除く材料は神男と宮係で調達する。

ア) 神木

地元でアバマキと呼ぶトチノキの枝付きのもので、芯が真っ直ぐに立ち、周囲からこれを囲むように枝が付き、枝を纏めやすい枝振りの木を選ぶ。

乾地、福地分の神木の長さを揃え、縄で枝同士を縛り「スズミ」に納め易くする。

イ) 青竹

「スズミ」外側を巻く竹簾用の青竹60本を2組用意する。

ウ) 藤蔓

大小各種を揃え、細いものは裂いて藤縄にする。

エ) ユスリボウ

「スズミ」を揺さぶるための、長さ7, 8mの真っ直ぐな黒松の棒を2本用意する。

オ) 払い棒

火の粉を払うのに使う、枝葉付きのモチノキ

カ) 藁縄

氏子が揃えて軒先などに掛けておき、これを神男が集めてまわる。

現在、ユスリボウや藤蔓などは近隣では手に入らないので、奥三河の本山村付近まで取りに行くのだという。

行事次第)

【前日の土曜日】

*午後から、氏子が1戸1人参加し、神明社の境内で乾地、福地に分かれて用具の加工と準備を行う。

1) 用具づくり

① 「スズミ」づくり

氏子、1戸1人参加、神明社の境内で、乾地、福地に分かれて行う。

- ・60本の笹付きの青竹を扇形に並べ、十数カ所を縄で編んで箕の子状にする。
- ・その上に笹葉の下あたりまで、茅をまんべんなく敷く。
- ・その中に神木を置き、再び茅を被せ全体を丸めて太いロープで締める。
- ・角材の定規を基準に青竹製のケンザオを作り、平年12尺、閏年13尺とし、「一の藤」「二の藤」の位置を印しておく。
- ・「スズミ」の上部にケンザオを基に、藤蔓で「一の藤」、「二の藤」の2カ所固定する。「一の藤」の位置は4月、「二の藤」の位置は8月を表しているという。
- ・ケンザオを当てて「スズミ」竹の長さを、平年12尺、閏年13尺に切り揃える。
- ・「スズミ」の上部に化粧用の「飾り茅」を付ける。「スズミ」の全長は16尺とする。飾り茅の上には化粧縄を巻く。
- ・「スズミ」の形が出来上がると、根本には一年の月数を表す「十二縄」をつける。縄は2本1組とし、平年12巻き、閏年13巻きとする。
- ・「十二縄」から「二の藤」、「一の藤」にかけ藤蔓の「ショイフジ」を付けて固定する。
- ・出来上がった「スズミ」は高さ約5m、上部で周囲12,3mで逆円錐形となる。

② ユスリボウづくり

- ・黒松の棒の先端を円錐形に尖らせ、平年12尺、閏年13尺の長さに揃える。

③ 幣束づくり

- ・「スズミ」に刺す幣束を作る。幣束は神官が切り、篠竹の竿に付ける。

④ 「スズミ」の穴掘り

神男とソエボウが行う。神男は「スズミ」づくりには参加しない。

⑤ その他の作業

作業は、総勢 400 程度が参加。ユスリボウの製作には大工の技術を持った者、結束用の細い藤蔓を作るのは年長者など、経験や体力に合わせてそれぞれが役割を分担しながら、全体的な指揮者もないままに次々と準備作業が進んでゆく。一人一人が自分の分を弁えている様は、伝統の強さと継承の確実さを物語っているようである。なお、祭りの準備は全て男たちだけで行われる。

2) 「スズミ」建て

① 神男が籤を引く

公平を期すために、拝殿前で、簡単な縄の籤を引いて「スズミ」の分担を決める。籤の縄は 2 つ廻りの一方を予め途中で切っておき、切れた方を引き当てた側が乾地（東）の「スズミ」を取ると決めて、廻りを解いてゆくもの。平成 15 年の祭りは福地（西）の神男が短い方を引いたので、両者の「スズミ」が入れ替えとなった。

② 「スズミ」の最終調整

「スズミ」が入れ替えとなったことに伴い、それぞれ「神木」や「十二縄」を取り出しやすいように、「ショイフジ」の位置を調整したり、「十二縄」を結び直したりして最終調整を行った。

③ 「スズミ」を運ぶ

あらかじめ、神男が掘っておいた境内の斜面中程の直径 1.5 m ほどの穴に、「スズミ」を運ぶ。東の「スズミ」に当たった福地から、「スズミ」の下に丸太 4, 5 本を通して担いで運ぶ。運ぶ前に、神官が「スズミ」の先端に御幣を各二本ずつ突き立てる。穴では、神男とソエボウが準備しており、運搬してきた人びとは梯子や棒を利用して「スズミ」を穴に立てて仮固定しておく。

神男は 2 基の「スズミ」が立った時点で根本を固定し、隙間間隔の調整を行い隙間にモチノキの葉を詰める。隙間は下部で約 1.2 m ほどであり上に行くほど狭くなる。神男とソエボウは、最後に「スズミ」の化粧を調べ、「一の藤」、「二の藤」同士を藤蔓で結んで離れぬよう固定する。

3) 幟と提灯立て

「スズミ」が立った時点で、参道前に幟を、拝殿前の石段下に参道を挟んで東西に提灯台を立てる。拝殿前に設けられる奉納提灯飾りは、西側に足ヶ谷組、姫山組、迎組、崎山組、十三新田組の福地地区、東側に迫組、川坂・林組、里組、荒井組の乾地地区の 9 つの組となっている。なお、飾られる長提灯の数は、足ヶ谷組（4）、姫山組（4）、迎組（5）、崎山組（6）、十三新田組（5）、迫組（5）、川坂・林組（5）、里組（6）、荒井組（6）となっている。

【当日の日曜日】：時間は平成 15 年度の記録であり一応の日安である。

1) 「ミソギ」

14:00: 頃に境内に集合。社務所にて、神男やソエボウ及び祭りに参加する有志が、下帯姿で腹に晒しを巻き、鉢巻き、白足袋姿に着替える。

15:00: 神男を先頭に隊列を組み、宮係の先導で、社務所から 1 km 先の海岸へ「みそぎ」に向かう。神男は先端に御幣を挟んだ笹竹を持ち、隊列の中には高張り提灯も加わる。神男たち

の小集団は、遠浅の海の沖で潮垢離をとり、最後に福地の神男が御幣を海に投げ入れ、乾地の神男がこれを拾ってミソギは終わる。

15：50：神男たちは浜に焚かれた火で体を温め、晒を替えて神社に戻る。

16：10：一行が神社に帰着。拝殿を素通りして境内の「宇子花稲荷大明神」へ直行、幣束の竹を稲荷社の屋根に立てかけ、社務所に戻って着替える。

2) 「ヒツケ」迎え

氏子総代が、ヒツケを自宅に迎えに行く。氏子総代が「今晚は、お迎えに上がりました」と挨拶すると、ヒツケが「はい、ご苦労様でした」と応える。

3) 「お祓い(?)」

19：00前：拝殿に、神男、ヒツケ、塩まき、水まき（正、副各2名）が昇殿してお祓いを受け、神男のみが玉串を奉奠する。その後、神官からヒツケに、火打ち箱に納められている火打ち道具一式が渡される。この儀式では神官は祝詞を献じなかった。

神明社の神官は、西尾市の久麻久神社宮司の石川岩雄氏が兼務している。

4) 「奉仕者の浄め」

奉仕者は揃いの衣装で拝殿西側の石段上に集合し、頭から塩を浴びて浄めて貰う。塩で浄める役は、奉仕人の中の重立ちか。

5) 「大松明」行事

19：00：高張り提灯とヒツケを先頭に、神男・奉仕人らが隊列を組んで「スズミ」に向かう。

参加者は、神男・ソエボウが福地、乾地各1名ずつの計4名と奉仕者が各15、6人の計30～32名。他に払い棒で火を払う者、水を掛ける者、警護の消防団がいる。

19：30～：一行は「すずみ」に到着すると塩をまいて「すずみ」を清める。

19：40：太鼓の合図で、ヒツケは火打ち石で火をおこす。この時、奉仕人たちがヒツケを取り囲み、周囲の目から隠すようにする。太鼓は、神職によって、拝殿と「スズミ」の間にある石積みの太鼓台の上で打たれる。

着火後直ちに、神男は、ユスリボウの先端に付けた藁束に火を移し、この火で「スズミ」に点火する。

この後、奉仕者たちは燃えを早くするために「すずみ」に登って火を分ける。神男はゆすり棒で、奉仕者は身体で揺すったりして、「すずみ」の中から燃える茅を掻き出すようにして下へ落とす。

なお、宮総代の伊藤太郎氏（昭和28生れ）によれば、あまり早く「スズミ」に取り付いて外すようにすると、かえって火が十分に回らず良く燃えないのだという。

火が「一の藤」まで燃え移る頃を見計らって、「一の棒」を知らせる太鼓が打たれる。これにより神男はソエボウとともに、ユスリボウで「スズミ」の結束を解いて、燃焼を助ける。

火の周り具合を見て、「二の棒」「三の棒」と「スズミ」にユスリボウを入れる合図の太鼓

を打つ。この間、奉仕者たちは、「スズミ」が早く燃えように、梯子などを使って競って「スズミ」によじ登り、茅を分けて燃えるのを促す。燃え落ちる茅の固まりを避け、背を曲げて「スズミ」に取り付く奉仕者の格好が猫に似ているというので、奉仕者たちを「ネコ」と呼ぶのだという説もある。この行事の見所の一つである。

また、別の奉仕者たちは、枝葉付きのモチノキ製の払い棒でかかってくる火の粉を払い、また、周囲から水をかけて関係者の安全を確保する。福地、乾地の奉仕者たちが、これを頼りに燃え盛る「スズミ」のなかから神木の取り出すのをしやすくするためである。

19：53：「三の棒」の合図があり、「スズミ」を揺すり終わったユスリボウは、神男の関係者がこれを奪い取るようにして、まっしぐらに神男の家へと担ぎ込む。使い終わったユスリボウは、神男の役を務めた証として保管される。一種の勲章だという。

19：55：乾地（東）の神木が取り出され、拝殿前の石段に運ばれた。

19：57：少し遅れて、福地（西）の神木が取り出され、拝殿前の石段に運ばれた。

20：03：乾地の十二縄が取り出され、拝殿前の神木の上に運ばれた。

20：06：少し遅れて、福地（西）の十二縄が取り出され、拝殿前の神木の上に運ばれた。

6) 勝負の結末

勝負は、神木と十二縄を組み合わせて神前に収めた状態で決着する。今回は乾地が勝った。

古来から、福地が勝てば雨にも恵まれて豊作であるが、乾地が勝てば異変が起こるといわれている。平成15年は前年に続いて乾地が勝った。

7) 後始末

神木と十二縄は宮係が処分する。

「スズミ」の竹は保存会会員の手で小切りにされて希望者に配られる。

この行事は古来から、福地が勝てば雨にも恵まれて豊作であるが、乾地が勝てば異変が起こるといわれている。また、「すずみ」の「一の藤」を4月（6月という説もある）、「二の藤」を8月（9月とも）と見立て、その付近での燃え具合を見て、煙が多ければ雨がち、竹の爆ぜる音が激しいと雷が多いと、「スズミ」の燃え具合で一年の天候を占う。

こうした神木や十二縄の取り出し結果や「すずみ」の燃え具合で年占いをすると同時に、燃え残りの「スズミ」の竹を養蚕に用いれば豊作になる、燃え残りの「スズミ」の竹で作った箸を使えば歯の病に罹らない、神木、十二縄の煤を触ると良いことがあるというなどの言い伝えがある。

平成15年の運勢などについて、今年は、「一の棒」（「一の藤」付近）までは、福地の「スズミ」が早く燃え、周囲の竹もばらけていたが、それから乾地の「スズミ」が早く燃えている。深谷氏によれば、平成15年度は1～4月は燃え具合から順調、5月から火勢が強く激しく燃え判断が付かない状況から、色々良くないことが起こりそうだという。

競争は、乾地が勝ったことから「皆さん十分心して、用心しながら過ごそう」との判断だった。

おわりにかえて ― 無形民俗文化財の変化について ―

鳥羽の火まつりは現在でも古式ゆたかに伝統的な行事次第で継承されている様に見える。しかし、祭りは確実に変わっているのである。伝統といってもそれは固定したものではない。時の推移等に合わせ部分的な改変を経ながらも、変化の結果について多くの人びとの支持を受けることによって、安定的な評価を得ることが新たな伝統化に繋がると考えられるのである。例えば、昭和45年の期日の変更であり、神男に関する事項である。

神男の年齢が本来は25才の男子であったものが、現在では25才の男子を原則とするように変化したり、祭りの前に行われる神男の精進ごもりの日数が7日間から3日間へと少なくなっていることなどは、祭日の変更と共に時代の変化に伴うやむをえざる変化と多くの人びとが認識することによって、一般に受け容れられたのであり、今後は更に伝統化し・固定化して行くのであろう。

伝統には急激な変化や一部の人間による恣意的な変化に関わるものは相容れない。借り物も然りである。これには衆知を集めての長いスパンでの検討が前提とされなければならないし、多くの人びとに受け容れられた良いものだけが伝統化して行く。

これとは別に現在、筆者が密かに恐れていることは、無形の民俗文化財の保護をめぐる文化財行政の姿勢のなかに、伝統行事は出来る限り変化をさせずに残して伝えたいとすることが、金科玉条的に蔓延していることである。伝統を重んじることは、過去を大事に通じる。過去を大事にすることは温故知新、未来の発展にとって不可欠である。このことは自明のことであり伝統を厳守しようとすることは必ずしも誤りとはいえない。しかし、これも行き過ぎては害になるだろう。このことは有形の文化財ならいざ知らず、生きている文化財としての無形の民俗文化財にとっては看過できない問題である。無形の民俗文化財は変化は免れない。これを考えたときに、無条件に有形文化財の手法を無形の民俗文化財に適応させ、継承を危うくさせるような愚を犯してはなるまい。

くどいようだがだからといって何もせずにはおっておけばいいというものでもない。出来るだけ機会を捕まえて、現状記録だけでも取るよう努めるべきである。

この問題を考えるにあたって大きいのは、無形の民俗文化財を支える住民意識の変化、いわゆる祭り等に対する住民の意識の変化の問題と考えられる。この種の変化についてはどう考えたらいいのであろうか。

例を鳥羽の火まつりにとって考えてみよう。恐らく鳥羽の行事は、年頭に大火を焚いてその燃え具合で一年の天候を占ったものに、地域を2分しての競技の要素や、神男の年祝いの要素などを加えたものであったと思われる。後者は祭りの一層の活性化と望まれる後継者群の育成を意図しての工夫でもあったと考えられるのである。このようにこの祭りの本質を年占行事であると仮定すると、現代の生活の中で大火を焚いて天候を予知する意味や妥当性に思いがすぐに至るであろう。にもかかわらず鳥羽の火まつりは伝統行事の名の下に現在も盛んに行われている。ここには伝統の持つ継続化の規制力の他に、この行事に対する一種の意味の読替がなされているのではあるまいか。すなわちこの行事の機能に含まれ

ている、望まれる新たな共同体の成員の育成に重心が読み替えられたのであろう。伝統的な民俗行事には必要に応じてこの種の読替がなされ、伝統の持つ伝統は変えてはいけないもの、変えられないものといった共同幻想的な観念と相俟って、伝統行事の人びとを結びつかせる力を確信する観念が殊更に強く意識されることで、この種の行事は伝承されてきているのであろう。一般的にこの種の読替がなされて、特に現代社会に於いてはこれが普遍化することによって、伝統的な民俗行事は継承されてきたのだと考えるのである。

ここから考えられることは、民俗行事は決して個々の機能だけで評価されるべきものではなく、総体として捉えるべきものだということなのである。そして読み替えるに当たっては必要最小限の部分の改変だけにとどめ、形式上は齟齬があっても実質的に影響のない部分は無視しできるだけ変更を避けるような配慮もみられることに注意をしたい。例えば、鳥羽の火まつりを支えるセコと呼ばれる地域の区分は、知りうるところでも拝殿前の提灯飾りに見られる10地区9組と、昭和33年の18地区との相違が見られ、平成15年現在では更に変化していることが伺われるが、祭りの地域区分ははじめの10地区9組で通用しているようである。

なお、どの部分がどう読替えられたかを問題視する向きも有ろうかと思われるが、この評価は寸時には困難である。それは読替えるねらいが一樣とは限らないからである。ここでは読替がなされたという事実が、現在もお伝統を守って盛んに行われているという事実によって裏付けられていうことで納めておきたいと思う。この部分は今後の伝承のなかで追々明らかにされていくものと考えられるからである。こうして、人びとは建て前と本音をうまく使い分けながら、伝統行事を継承しているのである。無形の民俗文化財は伝え続けられることで価値を發揮する。伝統を伝えようとし苦悩する地域住民の立場に立った行政を心がけたいものである。

鳥羽の火まつりは、平成16年2月6日付で国の重要無形民俗文化財に指定された。

以上、愛知県鳥羽町に伝わる鳥羽の火まつりの見学から、民俗行事の継承の一つの様態を考えてみようとした。これまで、無形の民俗文化財は変化することが不可避的なことであったにもかかわらず、文化財の保護行政の公式的な立場での発言等の中では、変化を否定するような形式的な対応が多かったように思える。願わくば拙文等が契機となってより実態に即した対応が出来るように、準備を進めたいものである。

なお、調査は平成15年の2月8、9日愛知県生涯学習課文化財保護室松原啓治氏にご案内頂き、当時同僚の文化庁文化財調査官段上達雄氏（現、別府大学教授）と共に行った。調査に当たっては福田啓志郎氏のご著「鳥羽の火まつり」（『愛知のまつり』所収）と、平成5年に愛知県教育委員会が製作したビデオを、大いに参考とさせて頂くと共に、神明神社宮総代伊藤太郎氏、鳥羽の火まつり保存会深谷睦氏始め会員の皆さん、幡豆町歴史民俗資料館伴野義広氏らを始め、地域の人びとに大変にお世話になった。ここに記して感謝申し上げる次第である。

民俗行事の変化とその評価について
— 愛知県「鳥羽の火まつり」を例に —



写真1 スズミを立てる



写真2 ネコの集団



写真3 ユスリボウを運ぶ



写真4 シンギを神前へ

[Summary]

Changes in Folk Events and Their Evaluation

Toba no Himatsuri as an Example

OSHIMA Akio

Changes are inevitable to intangible cultural properties. For this reason, when intangible cultural properties are witnessed by people, some changes would have happened from before. Events that are performed under the name of “tradition” as if nothing has changed are not exceptional.

Such phenomena are evident when one studies *Toba no Himatsuri* in detail. It is probably not only because of unavoidable factors that intangible folk cultural properties, which are enacted by people, are subject to inevitable change. The strong will of the community embedded in the name of “tradition” may also be a factor. To put it in concrete terms, it is a different way of interpreting the significance of elements that constitute events. It is a different way of interpreting the expected roles of events. Of course, such interpretations may not progress uniformly or smoothly. Only those events the interpretation of whose significances have been successfully changed can survive. This paper proposes the possibility of changes in the interpretation of folk cultural properties that are intangible by presenting a record of an event that the author observed which forms the basis for his making such a proposal.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage
Number 3
2009

Publisher:

National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

無形文化遺産研究報告 第3号

平成21年3月27日印刷

平成21年3月31日発行

編 集 独立行政法人 国立文化財機構
東京文化財研究所
『無形文化遺産研究報告』編集委員会

編集委員 無形文化遺産部 部長 宮田 繁 幸
無形文化財研究室長 高 桑 いづみ
音声・映像記録研究室長 飯 島 満
共立女子大学家政学部教授 長 崎 巖

発 行 独立行政法人 国立文化財機構
東京文化財研究所

〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43
電話 03 (3823) 2241

© 独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所 2009

National Research Institute for
Cultural Properties, Tokyo